

新しい食品表示制度

食品表示法が
平成27年4月1日に施行されました

島根県健康福祉部薬事衛生課

(参考) 現行の食品表示に関する法律

平成25年6月
消費者庁

(現行法令に基づく表示例)

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可等

表示関係

(表示関係以外)

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483kcal
たんぱく質	3.8g
脂質	35.3g
炭水化物	37.6g
ナトリウム	330mg
食塩相当量	0.8g

※栄養表示は任意



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

食品表示法の概要

- ・食品衛生法
 - ・JAS法
 - ・健康増進法
- の食品の表示に関する規定を統合



食品表示法

【目的】

- ・食品を摂取する際の安全性の確保
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

食品表示法の概要

法律の目的が統一

- ・整合性のとれた表示基準の制定
- ・消費者、事業者に双方にとってわかりやすい表示
- ・消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
- ・効果的・効率的な法執行

食品表示法の概要

消費者、事業者に双方にとってわかりやすい表示
消費者の日々の栄養・食生活管理による
健康増進に寄与

基本理念(3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、**消費者の権利**(安全の確保、選択の確保、必要な情報の提供)**の尊重と消費者の自立の支援**を基本
- ・食品の生産の現状等を踏まえ、小規模の**食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮**

食品表示法の概要

整合性のとれた表示基準の制定

食品表示基準(4条)

- ・内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、**食品表示基準を策定**

食品表示基準の遵守(5条)

- ・食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、**食品の表示をする義務**

食品表示法の概要

効果的・効率的な法執行

指示等(6条・7条)

- ・食品表示に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- ・指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- ・緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- ・指示・命令時には、その旨を公表

食品表示法の概要

立入検査等(8条～10条)

- ・違反調査のため必要がある場合

立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等(11条・12条)

- ・何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利害が害されていると認められているとき、内閣総理大臣等に申出可

⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置

- ・著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

食品表示法の概要

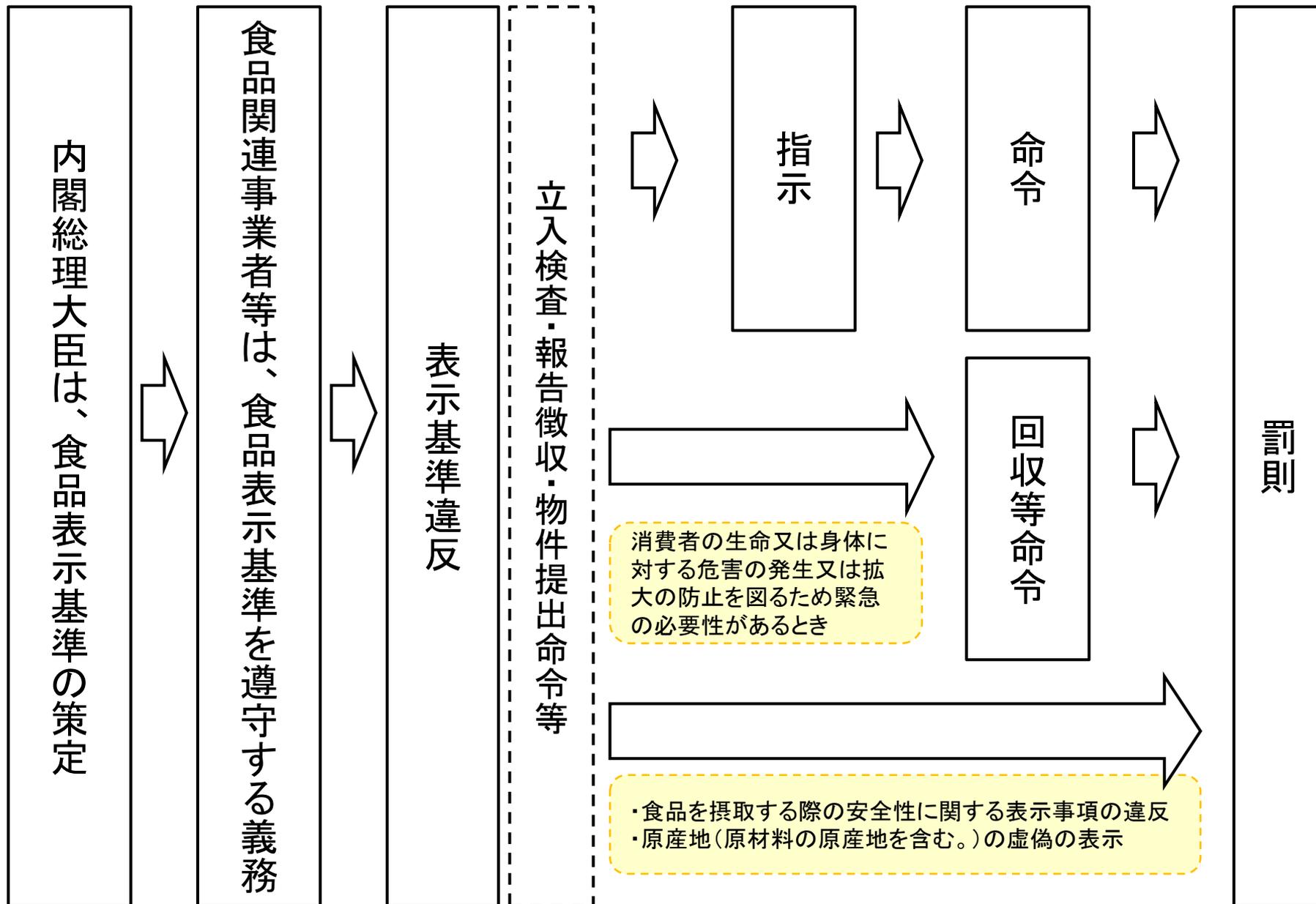
権限の委任(15条)

- ・内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- ・内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則(17条～23条)

- ・食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地の違反)、命令違反等について罰則を規定

食品表示法のスキーム



食品表示法の執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣→消費者庁長官、都道府県知事等、農林水産大臣→地方支分部局の長・都道府県知事、財務大臣→国税庁長官・地方支分部局の長

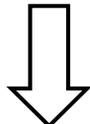
指示・命令

表示事項を表示せず
又は遵守事項を遵守しなかった場合



指示
(第6条第1項、
第3項)

消費者庁
農林水産省
財務省
(都道府県等)



命令
(第6条第5項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反



1年以下の懲役又は100
万円以下の罰金
(第20条)

原産地(原材料の
原産地を含む)
の虚偽の表示

2年以下の懲役
又は200万円以
下の罰金
(第19条)

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を
及ぼす事項について、食品表示基準に従った
表示をしない場合

緊急の必要性

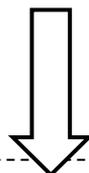
(生命又は身体に対する危
害の発生又は拡大の防止)



回収等命令
(第6条第8項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反



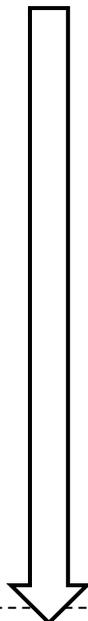
3年以下の懲役
若しくは300万円以
下の罰金又は併科
(第17条)

表示違反



2年以下の懲役若しくは
200万円以下の罰金又は
併科
(第18条)

立入検査
等を拒んだ
とき



50万円以下の
罰金
(第21条)

罰則

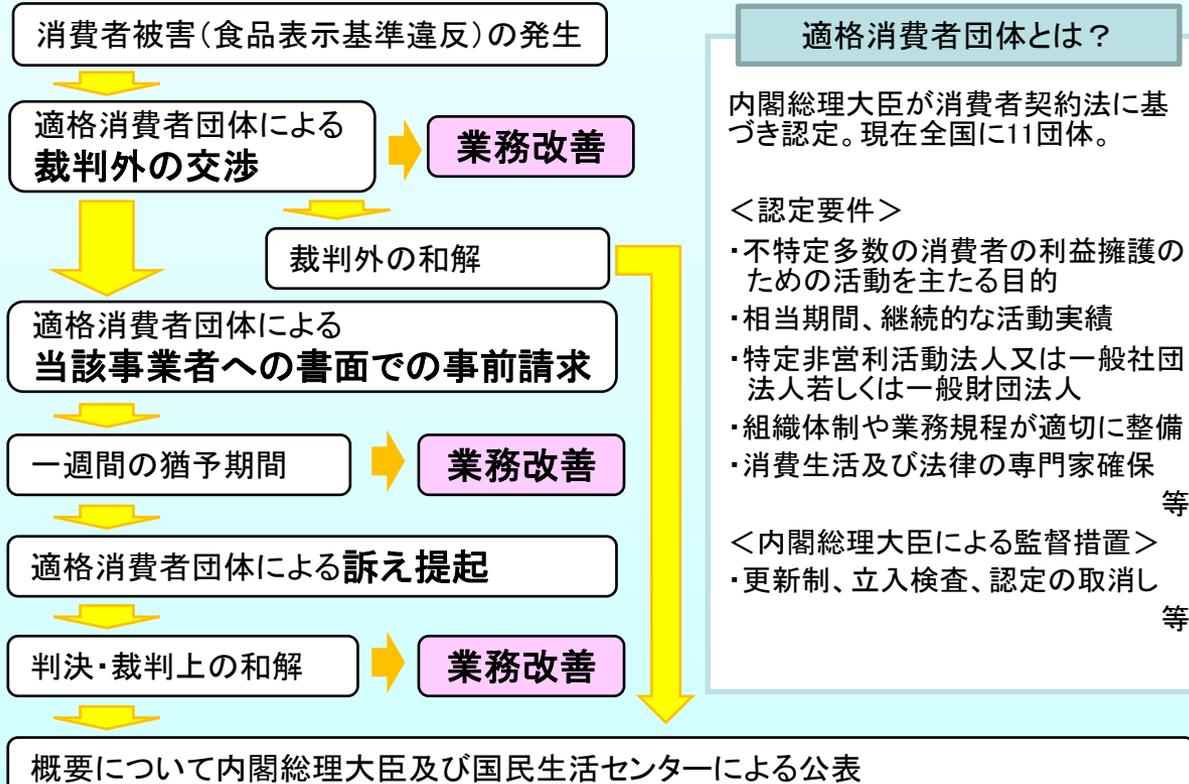
適格消費者団体の活用等による食品表示の監視・是正の複線化

- 行政による監視執行体制に加え、差止請求制度を新設することにより、表示違反行為を排除する仕組みを複線化。
- 申出制度は、一個人が行政に直接申入を行うことにより、行政の情報収集の端緒となって監視執行体制を補完。

消費者団体訴訟制度(差止請求制度)について

適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、食品の名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行った旨の周知その他の必要な措置をとることを請求することができる

<差止請求の流れ>



適格消費者団体とは？

内閣総理大臣が消費者契約法に基づき認定。現在全国に11団体。

<認定要件>

- ・不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
- ・相当期間、継続的な活動実績
- ・特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人
- ・組織体制や業務規程が適切に整備
- ・消費生活及び法律の専門家確保等

<内閣総理大臣による監督措置>

- ・更新制、立入検査、認定の取消し等

申出制度について

- 何人も^(※)、食品に関する表示が適正でないため、一般消費者の利益が害されているときに、内閣総理大臣等に申出

※表示違反行為により被害を受けた消費者本人に限らず、個人、法人を問わず誰でも申出可能。

- 内閣総理大臣等は、申出があった場合には、必要な調査を実施

- 申出内容が事実と認めるときは、
 - ・食品関連事業者に対する是正指示
 - ・表示基準の見直し等の適切な措置を実施

※既に消費者契約法、特定商取引法及び景品表示法において同様の制度を導入